

令和3年1月14日

市内事業者の皆様に至急のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における  
緊急事態措置についてのお知らせ

この度、京都府より国の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、速やかに緊急事態措置を講じられるよう、下記のとおり緊急事態措置の内容が決定されました。

つきましては、市内企業・事業所の皆様緊急事態措置の内容等をお知らせ致しますのでご協力をお願いします。

記

1 緊急事態措置

区域 京都全域

期間 令和3年1月14日（木）0時～令和3年2月7日（日）24時

(1) 外出の自粛

- ・不要不急の外出自粛
- ・20時以降の徹底した不要不急の外出自粛

(2) 催物（イベント等）の開催制限

イベント等について、以下の要件に沿った開催を要請

人数上限	5,000人以下
収容率	屋内：50%以下 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

※あわせて、20時までの開催時間について協力を依頼

(3) 施設の使用制限

<特措法に基づき要請を行う施設>

施設の種類	内訳	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む） 喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）	・営業時間短縮（5時～20時）を要請
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	・ただし、酒類の提供は11時～19時

※上記要請に応じていただいた店舗には、1店舗当たり、時短要請に応じた1日当たり6万円（定休日を除く）の支給が予定されています。

<特措法によらない働きかけを行う施設>

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・開催するイベントは、人数上限5,000人、 かつ、収容率50%とすること
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外

(4) 職場への出勤等

テレワークの徹底等を要請

- ・出勤者数の7割削減を目指すこと
- ・ローテーション勤務、時差出勤等を推進すること
- ・週休の分散化、休暇取得等により密を避けること
- ・原則として、20時以降の勤務を抑制すること

<問い合わせ先>

▶緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター 電話：075-414-5907  
 平日9時～17時

宮津商工会議所 電話：0772-22-5131  
 8時30分～17時30分（土曜日・日曜日・祝日除く）